

地域活動支援センターでいあい運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会が経営する地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、障害者等在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児（以下「障害者(児)」という。）等が地域活動支援センターでいあい（以下「センター」という。）等に通所し第4条に掲げる事業活動により、地域生活を支援することを目的とする。

(名称等)

第3条 センターの名称、位置、担当区域は、次の通りとする。

(名称) 地域活動支援センター でいあい

(位置) 羽島市竹鼻町狐穴719番地1 はしま福祉サポートセンター

電話058-391-1613 ファックス058-393-1218

(担当区域) 羽島市 笠松町 岐南町

(事業内容)

第4条 センターにおいては、次の事業を行う。

- (1) 創作的活動及び生産活動の機会提供
- (2) 社会との交流
- (3) 医療福祉及び地域との社会基盤のための活動
- (4) 地域住民ボランティア育成
- (5) 障がいに対する理解促進を図るための普及啓発

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第5条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 体験の機会・場

地域移行・定着支援や地域社会での自立に向けて、障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能。

(2) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供 体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(3) 生活基盤の確立と安定化

地域生活を営むための就労や居住支援、学びの機会・居場所支援、非常時の食料援助等

を行う機能。

(開所時間及び閉所日)

第6条 センターの開所時間及び閉所日は、次のとおりとする。但し、事業内容により開所時間及び閉所日以外に事業を行う場合がある。

- ア 開所時間 午前9時から午後4時まで
- イ 閉所日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
年末年始（12月29日から1月3日）

(利用者)

第7条 センターの利用者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 障害者(児)
- (2) 施設に入所している障害者(児)であって地域生活を希望する者
- (3) ひきこもり、不登校の者
- (4) 前各号の支援者
- (5) その他、支援が必要と認める者

(利用定員)

第8条 利用定員は10人とする。ただし、事業内容により複数名を対象とすることができる。

(利用料)

第9条 センターの利用料は無料とする。但し、利用者が負担すべきものについては実費を徴収することができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動に係わる材料費
- (2) 日用品費

(利用の申し込み)

第10条 センターの利用を希望する者は、利用申込書をセンターに申請する。

センター長は、速やかにその申請内容を調査し申込者に利用承認の通知を行う。利用承認された者であっても、利用者本人または家族等の行為によりセンターの業務に著しく支障が生じた場合は、利用を取り消すことができる。

2 事業内容により、利用申込書を省略することができる。

(職員配置)

第11条 職員は2名以上とし、内1人は常勤とする。

(個人情報保護)

第12条 事業実施にあたっては利用者及びその家族等のプライバシー保護に万全を期し、その業務に関して知り得た秘密を漏らさない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第13条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情解決体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(苦情解決)

第14条 事業者は、その提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第16条 利用者はサービス利用中に、お互いが、より良く快適に過ごしていくために次の各号に掲げる決まりを守る事。

- (1) 利用者、ボランティア、スタッフ間相互のプライバシーを守る。
- (2) お互いの障害を理解し、むやみに相手を中傷しない。
- (3) 決められた時間を守る。
- (4) 自分で出来る事は、自分でする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
2. 平成20年 4月 1日 改定
3. 平成31年 4月 1日 改定
4. 令和 3年 3月 1日 改定